## 第3回投資等ワーキング・グループ 議事録

- 1. 日時:平成28年11月15日(火)14:00~15:32
- 2. 場所:合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室
- 3. 出席者:
  - (委員)原英史(座長)、吉田晴乃(座長代理)
  - (政 府)山本内閣府特命担当大臣、松本内閣府副大臣、務台内閣府大臣政務官、 羽深内閣府審議官

(事務局) 刀禰規制改革推進室次長、西川参事官

(新潟大学) 鈴木教授

(情報セキュリティ大学院大学) 湯淺教授

(佐賀県多久市) 横尾市長

## 4. 議題:

(開会)

議題,官民データ活用

(閉会)

## 5. 議事概要:

○西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第3回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、江田委員、髙橋委員、八代委員が所用により御欠席です。

山本大臣、松本副大臣、務台大臣政務官に御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、山本大臣より御挨拶をいただきます。

○山本大臣 本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

今日の投資等ワーキング・グループは、官民データの利活用ということであります。官民データをどう取り扱うかは非常に大事な話でありまして、一方で個人情報保護の観点から微妙な問題も抱えております。その両方のバランスをうまくとりながら、根拠に基づいた政策決定というのは非常に大事なので、データの利活用について、有識者の先生方、そして、地方公共団体の代表の皆さんからお話をしっかり伺って考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○西川参事官 ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 大臣、大変ありがとうございました。

では、議題「官民データ活用」に移らせていただきます。

本日は、佐賀県多久市の横尾市長、新潟大学の鈴木教授、情報セキュリティ大学院大学 の湯淺教授にお越しをいただいております。お忙しい中、誠にありがとうございます。

では、早速お話に入りたいと思います。

初めに、鈴木教授、湯淺教授から御説明をお願いいたします。

○新潟大学(鈴木教授) 新潟大学から参りました鈴木と申します。本日は、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭に一般財団法人情報法制研究所(JILIS)について御説明を申し上げます。東大、京大、九州大、立命館大等々、憲法、情報法、情報理工等を専門とする研究者の学術研究団体で、情報法制について研究し、政策提言などをすることを目的としております。今回はJILISの自治体情報法制タスクフォースで話し合った成果について、「個人情報保護法制2000個問題」ということで問題提起に参りました。

まずお手元の資料を見ていただきたいのですが、そもそも、この耳なれない2000個問題とは何かということですが、私も、政府の「パーソナルデータに関する検討会」の構成員として、27年の個人情報保護法改正に携わっておりました。また、行政機関個人情報保護法案については、衆議院総務委員会の参考人として呼ばれまして、いろいろ意見を述べさせていただきました。

現在の個人情報保護法制は、この1ページの図にございますように、まずは基本法部分 として個人情報保護法第1章から第3章があって、第4章以下に民間部門を規制する民間 個人情報保護法があります。また、各省庁については行政機関個人情報保護法、それから、 先般漏洩事故がありました日本年金機構等の独立行政法人や国立大学などを規律する独立 行政法人等個人情報保護法という別の法律があり、更には地方公共団体については、個人 情報保護条例で定めるということで、大きくこの4本柱で個人情報保護法制の各論が構成 されておりますけれども、実は、4本柱というのは非常に不正確でありまして、地方公共 団体というのは、御存じのとおり、47都道府県と1700有余の市区町村がありますが、それ ごとに個別の条例があって、さらに広域連合や一部事務組合なども含めると実に2000個以 上の個人情報保護ルールが併存している状態の中で、データ連携の問題に直面しているわ けです。これを解消せねば、情報銀行を作ろうが、代理機関法を作ろうが、自民党や政府 や役所が何を提言しようが、足回りで常にデータの目詰まりが起こるのだろうと思います。 今日に至るまで、ビッグデータ関連政策が余り実を結んでこなかった原因の一端は、この 2000個問題にもあると思います。この辺りにメスを入れてということをしなければ、最先 端のIT立国や社会保障制度の維持というのはかなわないのだということを申し上げたいと いうことであります。

ページをめくっていただきまして、具体的に2000個問題とは何かということについて、

数点、特徴的なことを申し上げます。

第1に、条文のばらつきが予想以上に大きいのだということです。これは印象論で語られる向きもありまして、行政機関個人情報保護法をベースにコピペをする形でほとんどの条例は大体同じであるという認識にあるようなのですが、お隣にいらっしゃる湯淺先生の研究室の方で、2000条例を可能な限り全部集められました。それをJILISの方に提供いただきまして、立命館の上原先生や産総研の高木さんという情報理工系の先生がテキストデータにして、今、分析をしております。ぱっと肉眼で見ても、思いのほかばらついています。それに加えて、27年改正で「個人識別符号」「要配慮個人情報」「匿名加工情報」、28年の行政機関個人情報改正では「非識別加工情報」という新しい概念が入りましたが、これについては全ての条例が改正していないので対応していません。自治体法と国家法が物の見事に乖離をしております。これを放置して、個人データ連携は困難であります。

第2に、解釈権が2000個に分立しております。モデル条例を作ればいいという話が出て参りましても、2000全部が揃うわけがないのでありますが、仮に一致したとしても、解釈権は自治体ごとにあります。総務省なり、個人情報保護委員会がこうせよと言ったところで、自治体において独立に解釈することができます。それについて関与はできないわけです。事実上従っていただける自治体が多いとは思いますが、構造的にはまず解釈権が2000個に分立している。条文が異なり解釈権が分立していますと、個人情報の概念が異なってきますから、オープンデータ政策をしようと思っても、自治体ごとにまちまちなものになります。標準化をしようという話もすぐ出ますが、強行法規たる条例のばらつきが基礎にある以上、オープンデータとして出てくるデータが異ならざるを得ません。今、いろいろな政策が立案されておりますが、根っこのところで、こういう障害が構造的に入ってくるわけです。

またページをめくっていただきまして第3ですが、2000個の自治体単位に個人情報保護審議会や審査会がありまして、データ連携を要するたびに、基本的に審議会にかけられて、首長に答申が出てまいりますが、これもルールが異なります。構成メンバーも異なります。残念ながら、基礎自治体の小さな市区町村に至るまで、個人情報保護の専門家はそろいません。年1回開催のところもあると聞きました。時間はかかりますし、結論はばらつくであろうといった問題がございます。

第4ですが、実は個人情報保護法は、越境データ問題の解決というのを一つの目標にして改正してまいりました。自動車ビッグデータに関連して自動車メーカーも困っています。世界中から機械学習する、ビッグデータ処理をするための個人データ等を集めなければならないのに、EUからは保護水準が低いということでデータのやりとりを停止されるおそれがあるということも言われております。

また、これから高齢化社会に向かって、遺伝子創薬を含めて、製薬ビジネスを立ち上げていかなければならないと思うのですが、創薬のための個人データのやりとりもできません。ですから、製薬会社が欧州に開発拠点を移すということも検討するという話です。確

かにEUは、人材も豊富ですし、それから、個人データの保護水準も高い。世界中から遺伝子の検体、遺伝子情報を集めることができる。事業の継続性を考えれば、むしろ日本企業ですら拠点を移しかねない問題が出ていると思います。越境データ問題解決は、個人情報保護法改正の目的の一つでした。

建前論としては、今回、十分性認定が認められるということになったとしているようですが、プロファイリング規制など超えなければならない課題をまだ積み残しております。改正個人情報保護法は、3年ごとの見直し条項を附則に入れております。したがって、国家法の方は3年ごとに改正、変容していきます。一方、2000個の自治体は、条例改正を3年ごとに追いかけていかなければならない。2000個の自治体が、条例改正で条文の統一整合を図るためには10年はかかるでしょう。こんなスピード感で、情報流通のプラットフォームの整備がなされるのか。これに加えて、個人情報の特別法である番号法がありまして、マイナンバー関連でも、基礎自治体は、条例改正を余儀なくされることが今後増えてくると思います。2つの条例改正の連続で自治体職員は大分疲弊するのだろうと思います。

では、2000個問題の何が問題なのか。個人データの広域連携及び利活用を阻害する大きな要因の一つとなっている。医療情報でも問題が起こる、広域災害での住民情報でも起こる、テロ対策などでも起こります。例えば、各都道府県警察本部がオリンピックの警備のために顔識別情報を取り扱おうと思っても、顔識別システムの特徴量情報が個人情報になる自治体と個人情報にならない自治体が出てまいります。こういった状況で警察が問題なく全国の主要施設に顔識別システムを入れることができるのかと。これらは自治体法の問題ではなく、ナショナルミニマムの問題であって、国家法で規律すべき問題なのだということであります。

次に、役所の方は必ず分野別の特別法を作る話をして、それで解消できると言うはずです。代理機関法は、優れていい法律かもしれません。それで医療等は喫緊の課題ですから特別法を作ることは大賛成でありますが、分野別特別法だと、当該分野の中でしか流通が起きません。ビッグデータ政策のポイントは分野横断的統合です。例えば、医療を中核に据えて介護、ヘルスケア、場合によってはライフスタイルに関連する情報、こうした分野横断こそがビッグデータ政策の要であります。ですから、医療等の特別法を作るから大丈夫だという役所の見解は、まずはスタートラインにつくだけの話です。最先端のIT立国を目指すという政府方針に従えば、そこはスタートラインにしかすぎないので、ここで今、踏み込まなければならないと思います。

ページをめくっていただいて、次のオープンデータ政策への影響は述べたとおりであります。

あと行政法の先生等をお招きしますと、必ずや情報公開制度も玉突きで調整が必要になるという、難易度の高い改正なのだとおっしゃると思いますが、ここもJILISの方で、いろいろ先生をお招きして検討を始めております。ミニマムで、そういった制度間の調整を図ることも、しっかりと落としどころを踏まえた提案を準備しております。情報公開法制と

個人情報保護法制を分離することも一案です。役所の方は落とし所が分からない段階で踏み込むことは躊躇されるかと思いますけれども、まずは、提言内容を見ていただきたいと思っております。情報公開、個人情報の保護、その利活用、そしてオープンデータ政策、この4つの軸と、そして公文書管理も見据えて、今、ここで整理しなかったら、データ連携に関連する政策を幾らその上部に作っても回らないのだということについては、是非とも考えていただきたいと思います。

それから、学術研究目的の適用除外条項を民間個人情報保護法は持っているのに、大半の個人情報保護条例は持っていないのです。だから、学問の自由の下で取り扱うべき個人情報もなかなか回っていかないということです。

ここで8ページの上の図を見ていただいて終わりにしたいと思いますが、このとおり、3・11のときも2000個問題が顕在化しました。熊本地震でも顕在化しました。適用法がこれだけばらける、所管官庁がこれだけばらけています。これが広域災害の場で起きてくる現状であります。

あとは各論と、どう解決すべきかについては、別途、湯淺先生からお話をいただきたい と思います。

○情報セキュリティ大学院大学(湯淺教授) 情報セキュリティ大学院大学の湯淺でございます。引き続き、説明をさせていただきたいと思います。

8ページの上の表を御覧いただきたいと思いますけれども、既に大臣、副大臣、委員の皆様には御案内のとおり、日本の自治体は都道府県、市町村のほかに、東京23区、いわゆる特別区、それから、広域連合、一部事務組合という、いわゆる特別地方公共団体がございます。その特別地方公共団体の中には、実は、個人情報保護条例を持っていないものがかなりあるということが、私どもが調べてみて判明いたしました。

8ページの表の一番下「○○衛生組合立△△地区休日急患診療所」、ここは資料では名前は伏せておりますけれども、実際に実在する一部事務組合が持っている診療所でございまして、当然、急患に対応するということで医療データを膨大に持っておりますけれども、この診療所を設置している一部事務組合は個人情報保護条例を持たないということでございます。

私は、今、神奈川県に住んでおりますけれども、私が調べました時点では県内の一部事務組合の過半数が個人情報保護条例を持っておりませんでした。しかしながら、法の建前上、一部事務組合は別自治体ですから、構成団体である自治体の条例が準用されることはないので、条例がない、すなわち個人情報の保護と利活用を規制する法制がない空白領域が現実に生じております。このことが、後々の官民のデータ活用連携に非常に大きな支障となってくる可能性が高いと見ております。

さらに深刻な事案もございまして、9ページ下の図は、これも一部事務組合が設置をしております葬祭場の例でございますけれども、葬祭場という施設の性格上、生活保護を受けておられるという個人情報を収集しています。これは恐らく利用料金の減免に使うのだ

と思います。あるいは、最後のお別れの儀式をする関係と思いますけれども、宗派のように大変センシティブな個人情報を収集しておりました。ところが、この一部事務組合に私が直接電話でお尋ねしましたところ、個人情報保護条例はありませんという回答でございまして、一体どういうルールで取り扱っているのかもよくわからない地方公共団体が実際にあるということでございます。

10ページをおめくりいただきまして、現在、日本の医療機関等は大小の機関にさまざまな診療科があり、1人の患者さんが複数の病院、診療科を受けるということはむしろ普通になってきております。その際、医療機関が県立であったり、民間立であったり、市立であったり、多々いろいろな医療機関がございますけれども、個人情報の、特に第三者提供、あるいは共同利用という部分について、セクターをまたがる部分についての規定がそれぞれ異なっておりまして、十分に連携ができていない状況でございます。特に最後の介護施設の問題につきましては、先ほど鈴木教授からお話がございましたが、今般、医療に関する特別法を国会に提出するというお話も伺っておりますけれども、医療と介護が制度的に分かれてしまっている現状においては、医介連携における個人情報のスムーズな共同利用は難しいのではないかと思っております。

資料11ページでございますけれども、これは今まで現実に発生している事案でございます。大きな災害時につきましては、災害対策基本法の改正その他がございました。以前に比べると大分改善がされてきております。しかし、残念ながら一部の自治体においては、緊急時ですら、ボランティアの皆さん、被災地に入られるいろいろな組織の方々に、個人情報を提供するということに慎重になっている自治体があるのも事実で、それと申しますのも、自治体によって、第三者提供の手続についての規定がかなり異なっております。

資料には書いておりませんでしたが、ボランティア的に現場の足下の福祉を担っておられる民生委員の方々に住民の個人情報を提供するかどうかですら、自治体によって異なっているのが実情でございます。ですから、民生委員さんは非常に苦しい立場に置かれている。個人情報は自治体からなかなかもらえないし、もらえたとしても制約がついているところもある。民生委員が、今、現場で非常に御苦労をされているのは、皆様、既に御案内のとおりでございます。

めくっていただきまして、官民の連携について説明いたします。特に自治体では、官民の協働ということで、指定管理者制度等、民間活力を行政に導入する制度が、さまざまな場面で普及してきております。ここにおいても自治体の個人情報に関する規定が異なっていることが、指定管理者の負担になっている面がございます。例えば、ある民間会社が、自治体の公立図書館業務を指定管理者として受託した場合を想定しました。実際には、大きなデータベースの中で個人情報保護に留意しながらデータを管理するわけでありますが、受託をした図書館ごとに第三者提供の可否、その際の手続、取り扱いの留意点等々、規定が異なっていますので、これを全部ばらばらに管理しなければならない。さらに言えば、指定管理期間が終了して、別の指定管理者に事業者が変わる際の手続も異なっております。

前の指定管理者から次の新しい民間事業者に変えるときに、取得した個人情報を次の新しい民間事業者にどう渡すのか。あるいはそもそも渡してはいけなくて、一度自治体に渡すのか。指定管理者制度が新しいので、まだこのような問題は余り顕在化しておりませんが、今後、そういう問題がかなり生じると予想いたしております。

その間、関係者の意見や動きということですが、この後、横尾市長からも御意見を頂戴いたしますけれども、自治体の現場の皆様方からも、これは非常に負担が大きいという認識をいただきつつある状況でございます。

資料をおめくりいただきまして、まず大前提といたしまして、日本の個人情報保護制度と情報公開制度は、実は国よりも先進的な自治体のほうが先行して取り組んできたという経緯がございます。非常に先駆的な取組をしておられた自治体の取り組みは、もちろんそれを否定するべきものではありません。むしろ今後、官民連携という新しい時代を迎えて、どのように円滑に個人情報を利用していくのかということを考えるべきと思っております。

実は、この問題をお話しさせていただきますときに、「別に現状、大きな問題は生じていないではないですか」という御質問を受けることがございます。けれどもそれは、現状では個人情報、個人データが、自治体同士、自治体の中、または国の行政機関と自治体との間で主にやりとりをされているためと思われます。現状では自治体と民との間で本格的にやりとりをされていないので、医療と一部領域で問題が少しずつ浮かび上がっているものの、まだ一般的に広く問題にはなっていないということでしょう。今後、官民データ連携を進めれば進めるほど、今、申し上げましたような問題がいろいろな領域で生じるということを懸念しております。

私も以前、福岡県北九州市にございます九州国際大学という地方の私立大学に勤務いたしまして、周辺の自治体のいろいろな委員等もお引き受けいたしました。その中には、人口が1万数千人というところもございまして、実際に法制事務を担当しておられる職員の方が通常は2人ぐらいでいろいろなことを全て回しているというような、大変な実情や背景も理解いたしました。そういうところで、3年で国の法律が変わるごとに全部の条例の改正案を整えて、それを議会事務局のほうと調整しながら条例として通すということを、果たして全ての自治体がやっていくことが今後もできるのかどうかということに少し懸念を抱いております。小さな自治体では、それは非常に負担になるのではないかという懸念を抱いております。また、実情を見聞しましたところ、自治体特有の実情がいろいろとあることも事実で、ある宗教団体の本部が区域内にあるので非常に特異な個人情報保護の事案が発生するという自治体もございました。そこは地域の実情に合わせて、自治体内部の取扱いについてそれぞれの自治体の事情によりいわゆる上乗せ、横出しをするということは当然認められてしかるべきであろうと思われます。標準化すべきなのは、そういう自治体固有の事情を超えた一般的な部分で、官民の連携の部分だと考えております。

喫緊の課題といたしましては、冒頭に申しましたように個人情報保護法制が空白の地域 が現実に存在するということです。これは非常に問題で、すぐ解消すべき必要があると考 えます。まだ官民データ連携が本格化しないうちに、さまざまな手続の相違の標準化ということの検討を始めてはいかがかと思っております。特に、今後、匿名加工情報のようなものは、自治体間でばらばらに取扱いについて条例で規定してしまう前に、それを標準化することはできないかということを、是非、今の段階で検討を進めてはどうかと考えます。また、自治体の負担にならないような仕組みを作って、自治体は地方自治の本来業務に力を尽くしていただき、無理な負担にならない仕組みを今のうちに模索したいと思っているところでございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○原座長 ありがとうございました。

では、横尾市長、お待たせをいたしました。先に一言だけ御紹介をさせていただきますと、横尾市長は2007年から2010年に地方分権改革推進委員会の委員を務めていらっしゃって、私はこれまで市長から分権改革のお話を伺うことは何度かありましたが、きょうはやや違うベクトルのお話を承るやに聞いております。是非よろしくお願いいたします。

○佐賀県多久市(横尾市長) きょうは山本大臣御同席のもと、規制改革に関する大変重要な会議にお招きをいただき、誠にありがとうございます。地方自治体の現場で感じていること、また、首長の仲間と研究会等をよくやっているのですけれども、そういったことも紹介をしながら、今回の個人情報保護条例の2000個問題について、私なりに感じていること、提言を申し上げたいことを少し述べさせていただきたいと思います。

なお、途中で鈴木先生等ともよく意見交換をしていましたので、重複の部分があるかも しれませんが、お許しをいただきたいと思っています。

参考資料が後のほうについておりますけれども、最初に自己紹介がてらお話しますと「番 号創国推進協議会」というのは、マイナンバー制度が動き出す前ぐらいから国のほうに提 案をしていこうということで動き出した有志の首長の会でございます。73名が登録されて います。「創国」というのは、要は、番号制度によって、新たな国づくりを創造していこ うという、それを推進していこうという意味でございます。ここのメモにもありますよう に、よりよいイノベーションを是非行政に生み出したいと思いますし、地方行政の現場に おいても、ICTを使った新たな時代の行政があってしかるべきです。そのことを進めていく ためには、実は、民間で言うところの、よくよく考えれば日本の行政は、これまで顧客力 ードを持たないのですね。住民票は持っていますけれども、そのお客様がどのような趣向 で、どういったライフスタイルで、どういったことで過去に困られて、どういったことに 喜ばれたか、今のどのような状況にあるか、という記録は余り持っていないと思います。 ホテルで例えるとコンシェルジェ、あるいはスタッフルームのほうでデータベースをとっ て全て対応をされていると思いますが、そういったところを新たにしていくのが、今回の マイナンバーの、個々の人々の状況に応じた、個々の必要とされるサービスをプッシュ型 でお届けしていく、そのことをメーンのタイトルに書かせていただいていますけれども、 是非そういった行政になっていけばいいなと思っているところです。そういったことを目

指しながら、切磋琢磨と情報共有をしようというのが、この「番号創国推進協議会」です。

あと情報交換等を行う機会があったときにも会員首長にお話をしたのは、海外の事例もいろいろ調べてみました。そして、いろいろと話をしてみると、いかに日本の行政がそういった分野でおくれをとっているかということと、視点を新たにしていくとともに、セキュリティを高くして、そして、よりよい行政を作っていくための改革をしていけば、本当に意味があるということをお話した訳です。すると、最初は情報がない首長さんでも、聞いていけば、なるほど、それはやったほうがいいなというようになっていきますので、そういったこともしながら現場で生かすことに向けて努力をしているところです。また、あわせて私は全国市長会の「番号制度等検討会」の座長もさせていただいて、そのときに政府のほうにも数度にわたって提案をさせていただきました。

1枚めくっていただきますと、2枚目のスライドが出てきますが、先ほど鈴木先生もおっしゃっていましたけれども、条例が2000あるわけですね。この2000というのは、ここにあるように個人情報の保護に関する法律から始まって、個々の市、町、区、村の条例、さらには広域連合、今、一部事務組合の話もありました。全くないというところもあるようですけれども、あっても何々町、何々市の条例に準用するという条文で、あとは簡単にということがあります。そうすると、趣旨等、法律的な体系は、一瞬は整っていると思うのですけれども、主体性を持ってやれるかという課題がどうしてもつきまとっていると感じているところでございます。

また、鈴木先生のほうでもお話をされましたように、実際にアカデミズムの研究者の方に調べていただいたのが、その次の円グラフが2つです。47都道府県においても20の政令指定都市の調査段階においても、その定義づけ、あるいは位置づけ等についても、大別してもこれだけ変わるということと、細かなニュアンスを入れるともっと変わってきますので、先ほどお二人がおっしゃったように、もう少し統一のとれた整いができる、そういった法体系にすべきではないかというのを現場からも感じているところでございます。

2枚目のスライドの下のほう、政令指定都市の図の下のほうですけれども、ここでちょっと大きいことを書いていますが、私自身も選挙で選ばれる立場の市長ですから政治家の一翼に加わらせていただいていますが、政治行政の使命は何かと考えたら、教科書にも書いてあるとおりでございまして、人々の生命、財産を守るということと、もちろんその大前提には国家を守るということがありますけれども、そういったことをしていくためにも、個々人の事情あるいはそれぞれの状況、これは肉体的にも、働きぶり、暮らしぶりも含めてですけれども、これらをわかった上で的確に把握をして、行政から必要なサービスをお届けする。この必要なサービスをお届けするというのは、平時のこともありますが、まして危機管理上の災害のときはもっとでありまして、より迅速、的確、正確にやっていくための行政システムの構築が必要だろうと強く感じています。その上では、個人に関わる情報というのは非常にデリケートな部分もございますけれども、例えば災害等をとってみましたら、条例がないから動けないではなくて、なくても危機管理上はやっていくし、しな

ければならないわけでございますので、そういったことが一つ重要になります。もう一つは、国際的にも非常に大きな課題を含んでいる面もございますので、こういったことも後ほど付言したいと思います。

めくっていただきますと、現在の災害対策基本法との位置づけ等があるのですけれども、これらも資料に添付されている提言書の中に文章で書かれたものをピックアップしております。それぞれ法体系に位置づけはされているのですが、先ほども少しお話がありましたが「自治体による」ということが建前になっていますので、独自の審議会を持って審議をしたり、答申を受けたり、あるいは議会にお諮りをして条例法制化をするという手続を踏んだり、さらにそのことを改善するために協議会を新たに作るなど、さまざまな手続が必要です。もちろん民主的な政治の手続としては十分必要なことでありますけれども、危機管理とかさまざまなことに関することについては、もっと簡素化して、オールジャパンのルールというものでもいいのではないかと感じられるところです。

これらのいろいろな手続が多々ありますし、2000にも及ぶ議会の了承をとるということになりますと、国のほうでよいことをするための政策を法制化して、法の体系のもとに実効しようとされましても、全国に確実に浸透していくには、時間的にも労力的にも多大なものを要するのではないかと、ここら辺も改善をすべきではないか。そして、その上で、生命、身体、健康、財産等を保護するという所期の目的をしっかり達成するためにも、その支障となるものは、是非排除すべきではないかと思っております。

次のところですけれども、そのために2000の条例改正を常々行うかということですね。 実はマイナンバー法案が通って、マイナンバーカード交付の前の段階で、いよいよ来年からですというときに、全国市長会の役員会に、御説明を兼ねて総務省の幹部の方が来られて御講話をいただきました。「具体的な個別の状況については、それぞれの条例で対応できますよ」という趣旨のお話でございましたので、質問のコーナーで私は手を挙げまして、「例えば、今、災害が起こりましたと。それで、被災をされている方の個人情報についてはこういう対応をしたい、あるいは健康情報についてはこういう対応もしたい、あるいはデータがなくなったところにはこういう対応をしたいということを個別にやるのもいいけれども、災害対応の場合は特にですが、どうやって命を守るか、けがをした方々を救助して治療を行うか、あるいは不安に思っていらっしゃる避難者の方にどのように対応していくかということは、AとBとCの市と町と村では変わることは多分ないですから、同じルールでいこうではないですかと、むしろそういう気持ちが現場としては強いのではないか」ということを幾つか申し上げました。100名を超えた役員の中で半数以上の方は拍手をされて、やはりその必要性を感じておられるということを私自身も強く感じたところです。

ただ、そのときの法的な段階としては、マイナンバーカードにようやくこぎつけて、マイナンバーがスタートするというときでしたので、そこまでの新たな踏み込みは総務省としてもしていただいていないわけですけれども、こういった潜在的なニーズは強くあるということを、是非御理解いただくとありがたいと思っているところでございます。自治体

ごとに個人情報の定義が細かく変わるというよりも、オールジャパンでしっかりと体系を 作っていただくのがいいのではないかと思います。

このことについては、もしかすると、大臣や行政幹部の各省庁の方々も、要は「この地方分権時代に国のほうで決めていいのか」という考え方や議論もあるかと思いますが、少し峻別をしていただけば、全ての国民に関わることについては同じルールのほうがいいかと思います。例えば埼玉県においてAというサービスを受けたのに、引っ越して神奈川県に行ったら受けられなくなるとか。それで東京都に来たらまたできなくなったとか、こういったことはおかしいわけでありまして、オールジャパンで、必要最低限の同じような共通サービスを受けて当然ですので、それを条例改正を待つということではなくて、法を1本もって、全ての国民が享受できるような体制があってもいいのではないかと思うところでございます。

めくっていただきますと、今も少し触れましたが、特に危機管理、災害対策を思いますと、命を守り、財産を守り、危機管理をしていくということがあります。今年も九州は災害が比較的少ないかと思ったら、1月は大雪、夏は大雨、そして台風と続々とやってきまして、去年とは打って変わって災害が連続いたしました。こういったときにも現場でどうやっているかといいますと、集中豪雨、ゲリラ豪雨がある地域の要援護を必要とする方々の名簿リストを持ってきてテーブルに並べて、地図も見ながらどこに何人いるということを想定しながら災害対策をしています。消防団ともそのデータを共有していますので、必要だったら団員をそこに派遣して救助するということも当然しますけれども、そのときに個人情報はどこまでだという議論があるかもしれませんが、命が先でございますので、しっかりそこは対応していくのが今の自治体現場ではないかと、私自身の経験からしても思っているところです。こういったことをスムーズにするためにも、こういう新たなテーマに、是非内閣の一翼として担っていただくとありがたいと思います。

そういったことを申し上げたように、下のほうにいきますと、民間部門と公的部門のデータリンクがもっとスムーズに進めれば、よりよい利活用も可能になるだろうと思われます。例えば医療や福祉、介護で言いますと、全ての介護を行政の介護施設がやっているわけではございません。民間の小規模介護ステーションなどがケアをしていただいているわけでありますので、そことの連携は当然必要です。また、医療についても先ほどの先生方の説明にありましたように、同じ病院といっても国立病院から始まって、法人化された病院、独立行政法人病院、都道府県病院、市立病院、町村立病院、医師会による病院、何々組合の病院など、いっぱいあります。患者側から見れば同じ病院と思っていますが、転院するたびにデータを抱えていくよりは、ICTのセキュリティが高く、可能ならば電送していただいて、それを共有することも可能でありましょう。また今後、数年後か10年後ぐらいを考えると、家族が大きな病気で手術をすることになったというときに、ドクターの説明を代表者が2~3人で聞いてきて家族会議をする。今だとそのメモを見ながら話すだけですけれども、ひょっとしたら将来はパソコンのデータ画面にカルテの一部を見ながら、あ

るいは先生のコメントも一部大事なことが見えたりしながら「こういった手術だから、お じいちゃんは大丈夫だから、しっかりみんなで応援しようね」という家族での情報共有も できるだろうかと思われますが、こういったことも民間部門と公的部門の、よりセキュリ ティの高い中でのデータの共有は必要だろうと思いますので、その阻害となっているもの はできるだけ抑えるべきではないかと感じます。

また、2番目にありますのが、今、正に申し上げたように、同じ公的部門でもさまざまな組織、法人の形態によって差異がございます。ルールが違いますので、なかなか難しい。これは結果的には、下に書いてありますように、効率的で効果的な行政を我々自治体も求めているわけです。正に行政改革です。このことについても、かなり無駄な部分を生んでいるのではないかなということです。

これらを改正するためにどうしたらいいかが次のページでございまして、去年発表した 我々の提言ですが、今回、こちらの事務局のほうで気づいていただいてお呼びいただいた わけですけれども、結論から申し上げますと、「自治体個人情報保護法」を是非制定して いただいて、個別の2000個の条例ではなくて、法律としてオールジャパンの体制でやれる ようなことをしていただくのが大変有効ではないかと思います。あわせて公的な部門でも、 先ほど申し上げました法人の差異がございますので、それらをシームレスにつなげること のできるような、よりよい行政と行政サービスの提供に向けて、個人情報の保護をきちん としながらも、法体系として新たにしていくということも、是非検討が必要ではないかと 思っています。これが前段に申し上げたいことでございます。

もう一点、冒頭のほうで申し上げました「国際的な」というところは、先ほど両先生も 触れられたのですけれども、欧米の情報の扱いに関しての法令ということで、どうも日本 のほうが法規範の高さが低いのではないかという言い方を一部で聞きます。

実は、私、トランプさんが大統領に選ばれる日にアメリカにいました。 2 泊 2 日の強行 軍でたまたま別の用で行っていたのですけれども、その前後でお会いした方とお話をして いたら、「医療とかメディカル情報に関して日本はスタンダードが低いので、なかなか共 有しづらいという見方が強まっていますよ」という話を聞きました。これを放っておきま すと、「そういうところとはリンクをするのはやめようか」という話になるということで す。これでは、日本の新たな産業として、総理もお考えの新分野に関する躍進も非常に難 しくなってしまうということが一つあります。

もう一つは、法制度的に扱いが粗雑なところとはタイアップしたくない、一緒に連携したくないということが、仮にEU諸国が判断されますと、そこにある日本の企業の支社に関して大変な迷惑やデメリットが出てきます。例えば社員情報とか社員の名簿とか、事務連絡等についても、非常にデリケートな情報は交信が遮断となってしまえば、通信もなかなか困難になります。このことは事務的にも大変なロスを招きますし、お互いに共有している、非常に効率的に作ったはずのシステムも稼動できないとなってしまいますので、民間部門における無駄も新たに生じてしまうということが懸念されます。

そういった意味でも、その程度の法規範の国は相手にしないというように揶揄されず、 思われることのないように、日本経済の躍進のためにも、こういった法整備、スタンダー ドを国際水準並みに高めていくということも射程に入れながら、規制改革ということを是 非お願いできればと改めて思っています。民間が元気になれば、そのことが、ひいては日 本の中の経済効果、経済成長になり、地方自治体の地方創生にも、婉曲的ですけれども、 つながってまいると思っているところです。

最後に「国際的にも 国内的にも」というタイトルを上に書いていますが、一つは先ほど申し上げた個人情報保護に関する法律を作っていただいて、個別の2000に及ぶ条例を、2000の議会か、議会に近い協議体で、その都度、議論をしなければならない。同時に、国のほうで進めたいと思っても、継続審議となりますと、ある自治体やある団体は半年遅れとか1年遅れとかになってしまいまして、これもいかがかなと思います。

もう一つは、後段に申し上げました世界に通用するルールも是非想定していただきながら、新たなルールづくりをしていただいて、よりよい日本の発展のために規制を改革し、新たな、創造できるようなルールを作っていただくということを、是非お願いできればと感じているところです。

これらのことにつきましては、番号創国の中でも過去に勉強会で議論しておりますし、 大方の皆さんは御理解をされていますし、そうでないメンバーの方とお話をしても、特に マイナンバーの導入等におきまして、細かく具体的な法ルールを条例化するという手続が ありましたし、一方ではなかなか普及が進まないカードの現状もあるのですけれども、冒 頭にありましたように、日本型の、プッシュ型の、よりよいサービスを実現していく行政 改革の手段としてのマイナンバーであり、マイナンバーカードだと思いますので、このこ とがうまくいくためにも、個人情報保護条例の新たな展開ということは非常に重要と感じ ているところです。

山本大臣並びに内閣府、そして、総理官邸を初めとした政府におかれましても、今日は 経済関係の方もお見えと聞いていますけれども、経済の新たな進展のためにも御考案いた だくことを是非期待して、私の話の結びとさせていただきたいと思います。御清聴ありが とうございました。

○原座長 ありがとうございました。

では、御意見、御質問など、いかがでございましょうか。

○吉田座長代理 長年言いたかったことを皆さんがまとめてくださったので、すっきりという感じです。肝心なのはどういうようにメッセージを国民に送るかということだと思うのですが、御説明を聞いて、実際に今、地方自治体が実質的に個人情報保護法をそれぞれ動かしている。その解決策として自治体個人情報保護法のようなホリスティックな法律を作る。これに反対する声はないように思いますが、どうですか。

○佐賀県多久市(横尾市長) 先ほど申し上げたように、特に3・11です。今年ですと、 熊本地震、また、ほかにも大雨とか洪水とか大きな災害が出ていまして、災害現場におき ましては、やはり緊急事態的に即対応をしていただくのが重要ですので、認識は早いのかなと思います。

ただ、極めて平穏なときが続きますと、個人情報というのはデリケートなものである。例えば過去で言いますと、最高裁における判例で4条法は公的なものと認めるけれども、そうではないという事例もありましたが、実は、もう10年以上も前なのですね。セキュリティについても、ICTの技術にしても、情報の扱いにしても、少しずつ変化をしてきている時代だなと思っている。だからいい、とは言いません。それも尊重しながら、よりよい行政やよりよい暮らし、よりよい福祉、介護、医療、教育、その他を作っていくために、個人情報をどう扱うかということは極めて重要と思っています。その上では未経験の部分も日本としてはありますので、先進的にされている諸国がどのような対応をされているかを参考にしながら、新たな道はこういうことだ、A案、B案、C案とかを考案していただいて、その中から絞っていくとか、新たに作っていくとか、それも一つには重要かと思っています。

もう一つは、幸か不幸か、マイナンバー制度スタート前後に、年金機構等によります個人情報の漏えい的な事件がまた起こってしまいました。民間でも、幾つかの団体や会社で名簿が出てしまったということで、メディアでは個人情報が大変なことになったと報じられます。そのたびに関係する方や関心をお持ちの方は大変危惧されて心配も膨らむわけでございますけれども、技術的なセキュリティの部分と、きちんと対応したらこうできるよという部分をちゃんと整理してお伝えをしていくべきですし、それをすることによって、先ほどの経済的な意味とか、行政がよりよく効率的になりますとか、無駄な経費をかけないで新たなサービスができますといった、いろいろなことを御説明して、「依らしむべし、知らしむべからず」ではなくて、「知らせることもしながら、しっかり理解をしていただいて、よりよい行政をお互いに作っていく」という一つの動きを作っていかなければいけないだろうと感じています。

## ○原座長 私からよろしいですか。

3点ありまして、1つは、今、吉田委員がおっしゃられた誰が反対するのですかという話にもかかわりますが、この議論で必ず出てくるのは地方自治との関係というのが問題になるかと思います。それで横尾市長のところで、これは1年以上前に提言を出されて、いろいろな関係の方々とも既に御議論をされているかと思いますが、そういった議論も踏まえて地方自治との関係については、どうお考えになっていらっしゃるかというのが1点目です。

それから2つ目に、この条例、個人情報保護法制が2000個に分かれていることによってこんな問題がありますということを、相当程度、今、お話をいただいたわけですが、もし何か具体的な事例で、こんなことをやろうとしたら、ここでこんなことが止まってしまったとか、そんなのがございましたら補足をいただければと思います。

それから3点目でございますが、個人情報保護法制については、先ほど民間対象、国対

象というお話がございました。こういった部分については、ビッグデータの活用という観点で、匿名加工情報ですとか、非識別加工情報といったルールを整備して、ビッグデータの活用がもっと進むようにという法改正がなされているわけですが、これが地方自治の分野、条例改正では、今、どの程度の対応がなされているのかということについて、もし何かございましたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○佐賀県多久市(横尾市長) 最初の自治との関係ということでございますけれども、私 は地方分権改革推進委員会の委員をさせていただきましたが、北は北海道の果てから南は 沖縄、一番西の日本領海の果てまで、同じ法律で動いているのが日本国でございますけれ ども、それぞれの地域事情に合わせた、より分権的なといいますか、そういうところは必 要だろうと思っています。

この間、安倍総理を初めとした第一次安倍内閣におきまして「地方分権推進改革委員会」を作られて、当時、総務大臣でありました菅・現官房長官は、「過去にない大胆な提案も遠慮なくどんどん出してほしいと、そして、そのことが日本の新たな活力につながるはずだから、皆さん、しっかり議論をして、余り前例に拘束されることなく、自由闊達な議論をしてほしい」ということで、99回の公的な会議をし、加えて数回やっていますので100回を超える議論が実は行われています。今日行われている分権議論のいろいろな水脈の源流の一部に、そのときの議論や、その前の地方分権改革推進委員会会議の議論も生きていますので、それも含めて大変意味があることと思っています。

しかし、私が申し上げている、例えば危機とか個人の財産管理とかいろいろなことについては、個別にルールを決めるというよりは、日本国にいて、日本国の法体系のもとで、国の最高意思決定機関である国会が定めた法律のもとで、仕事をしたり暮らしたりしているのが今日でございますので、そこでの扱いはオールジャパンでいいのではないかと思うのです。「全てを自治体に任せて決めるべきだ」というのは、もちろん理想としては一つのあり方かもしれませんが、先ほど湯淺さんもおっしゃったように、人口1万人以下の場合ですと、法制度担当は1人か2人とか、もちろん経験者がいらっしゃるので何か重要なときはみんな集まって、経験者で議論をして、総務部門の管理者と三役、二役で議論をして、都道府県庁からのアドバイスもいただいて、確認の上、条例案を作成されて、議会提案になっていると思うのです。それはそれで大事なことなのですが、命とか救助とか、こういうさまざまに関することで、オールジャパンで統一できるものは統一していくようなことを提案していただかないと、マイナンバーカードが全国どこに行っても利便性の高いサービスを享受できるものにはなかなかなっていかないだろうと思います。よりよい行政を作る意味でも、是非検討していくべきと思っています。

○新潟大学(鈴木教授) 先ほども申し上げたのですが、医療の場合には、医療特別法を作ろう、医療個人情報保護法を作ろうという提案がなされるのですが、医療は喫緊の課題ですのでこれは是非作っていただきたいと思います。しかし、先ほど言ったように、ビッグデータは介護、医療、ヘルスケア、食生活、または環境といった形で、様々なデータの

相関を見ながら、例えば、花粉症について分からなかったけれども原因はこれかと、環境とこれとこれとを突合し分析して何らかの相関関係を示すデータが出て来るのだろうと。そこに解決の糸口を見出して研究することで進展していくものであろうと思います。従って、ビッグデータ政策をするのであれば特別法で解消するという形ではなく、特別法とともに一般法において2000個問題を解消しないと、分野別特別法を取り巻く周辺に、また2000個問題が出てくるのです。その繰り返しを永久にしていくのかと。特別法を10個も20個も作れるのかというと、ゲノム法1つ作ることができない。厚労省のゲノムのタスクフォースにも入っておりましたが、全委員が必要だと言っているのにもかかわらず、やはりゲノム法ができない。誰が抵抗しているのかというと、役所の仕組みが抵抗しているのかもしれません。例えば、役所は課を中心に動かれておりますから、こうした課をまたぐ、または省庁をまたいでしまうとか、そういった案件になってきますと、なかなか進んでいかないという問題はあろうかと思います。

マイナンバーのときも、そうでした。マイナンバーも、実は10年くらい、方々で構想を もって準備をしていた。そこに政治主導があり、行政の組織が整い、キーマンが着任され たところでぐるっと動いてきたということを経験してまいりました。

あと個人情報委員会の前と後では、個人情報の規制のあり方もがらっと変わりました。 今日は個人情報保護委員会の存在を前提に、本当は新たなもっと踏み込んだガバナンスに 組みかえるべき時期に来ている。役所を1個作るというのも絶対に不可能だと言われてき ましたが、現にこうやってできている。難易度が高いと、やはり役所のほうは落とし所が 見えないと仕事として取り上げませんけれども、こうした流れを考えますと、是非政治主 導で、まずは背中を押していただきたいと思います。それで自治体の方が抵抗するかとい うと、横尾市長がおっしゃるとおり、実は、現場は困っていらっしゃる。総務省が、地方 分権で来たものにいきなり手を突っ込んで取り上げるというのは役所としても困難かと思 われますが、それゆえになかなかトリガーが引かれませんので、これは是非やるべきだと いうことを自治体の皆様からも言っていただかないと、みんなが解決すべきだと思ってい るのに、その状態のまま課題が解決されないままいつまでも凍結されてしまいます。

むしろ自治体の御苦労を、また議会事務局等の御苦労を酌み取って、政治の方でぐっと 押してもらえれば、意外と前に進んでいくのではないかと期待しております。

3・11では、カルテも動かなかった。カルテなら厚労省の通達だろうと思ったら、公立病院は、権限があるのは首長さんで、厚労省の権限からは外れているわけです。ですから、広域災害のときには、中央が主導的に、むしろ被災地の外側から通達等を発しないとならないのに、厚労省は私立病院にしか権限を持っていなかったのです。これは非常にまずいと。3・11なんて日本史の年表に載るくらいの災害なのにここで例外条項が動かなかったらいったいどこで動くのか、各自治体の条例には、生命、身体のときには個人情報を出せる条項があったのですが動かなかったのです。それはなぜかというと、現場は混乱しているということです。また条項あっても免責方向に動いてしまう。出すと問題は発生するが、

出さないと責任は問われないと。こういうときに必要なのは通達です。

新潟でも近年2回の大地震があったのですが、現場は混乱の極みです。命令系統が混乱しますから、個人情報を出す、出さないという判断を首長はなかなか出せない。やはり外側から、省庁が通達を出さないと、こういった広域災害が多い日本においては、なかなか住民情報が動かない。これは災害立法でも直せなかったのです。やはり基本となる一般法から直さないと、災害対策も万全にできないのだということだと思います。こういった問題を積み上げていけば、吉田座長代理がおっしゃったように、本来誰も反対しない案件ですから、スタックしている状況が解決していくと思います。何とかしたいなと思っています。

○吉田座長代理 ちょっとよろしいですか。

まず基本的に共通のプラットフォームを構築するのはどうでしょうか。それには各自治体の勝手な解釈による関与はしないようにする。一種のライフラインと言ってもいい。その上に、例えば広域災害や派生するビジネスユース、医療などの状況に応じたプラットフォームを整備する。

オンライン化は国をまたいで、県をまたいで、業界をまたいで、国民の安全と衛生を、旅行者を守るためにある。それに加えて、皆さんがそれぞれの個性を出すために、こういうサービスがあったらいいという要望に応じて、新たなプラットフォームを共通のプラットフォームの上に作っていく。そのためはガイダンスが準備されている。そんな発想のネットワークが構築されればいいわけですよね。

- ○新潟大学(鈴木教授) そういうことです。
- ○吉田座長代理 では、あとは手続きの問題のような気がしますが。
- ○新潟大学(鈴木教授) だから、トリガーを引いていただいて、まずは本問題解決のための研究会を内閣官房の下に設置するとか、とにかく論点多数で困難だというのであれば、検討の場を作っていただかないとなりません。そうでないと前に進まない。今は、2000個問題はないという意見まであります。存在しないのだと。山火事を見てどう消化するかという手段を我々は検討したいのに、これは山火事か否かということの議論からはじめようとしている。
- ○吉田座長代理 それは1回聞いてみましょう。
- ○新潟大学(鈴木教授) 何という視野狭窄な問題認識だろうかと、暗たんたる思いですが、学会でも役所でも2000個問題の解決手法について議論をしたいのですが、問題がないという認識ではもう議論の土俵から落ちてしまっているのではないか。仕事をやらないということのために役所の知見を使うのはもうやめていただきたいのですね。日本の将来のためにどう解決するか、せめてそのスタートラインには立ちたいと思っております。
- ○情報セキュリティ大学院大学(湯淺教授) 原座長の3番目の御質問ですけれども、御案内のとおり、マイナンバー自体も条例で定めることによって、各自治体が独自に利用することができるとマイナンバー法に書いております。しかし正直なところ、マイナンバー

の独自利用もICカードの利用も、各自治体がまだ模様ながめというところかと思います。と申しますのも、まずICカード自体が、現時点では普及率が平均で10%少々にとどまっていることです。その段階で各自治体がマイナンバーを独自に使う領域を条例で定めたり、ICカードの利用を決めたりしたとしても、現実になかなか住民の皆さんが肝心のICカードを持っていただけないというような現状があります。そのような状況で、果たしてどれぐらい独自利用を決める意義があるかという点があります。あるいは各自治体それぞれが、例えば図書館の利用カードにせよ、公共施設の利用システムにせよ、既に持っているものを、あえてICカード利用に変えていくというのは、かなりのエネルギーを必要とするということもおありなのかと思います。

原座長お尋ねのいわゆる匿名加工情報の点でございますけれども、私も全部を承知して いるわけではありませんが、一般的に、いわゆる匿名加工情報を条例で決めるということ につきましては、各自治体、今のところ大変慎重のようでございます。と申しますのも、 そもそも国の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法で、ようやく法律の条文自体は可 決制定されております。しかし具体的なユースケースで、あるビジネスなり、ある実務で 収集したこのデータのうち、俗に、今「丸める」という言葉を使っておりますが、どの部 分を消せば匿名加工情報になるのかが、国の個人情報保護法なり、行政機関個人情報保護 法でも、必ずしも具体的に明らかになっていない状況で、まさに技術的にもいろいろな議 論があります。このような状況の中で、自分のところだけが先行してしまうということに は大変慎重な自治体が多いと思います。それから自治体固有の事情としましては、自治体 は情報公開条例も持っているのですね。情報公開条例では逆に、個人が識別できるものは 守らないといけないので、公開してはいけない。他方で個人情報保護条例では、新しく匿 名加工情報というものを作り、個人を識別できる可能性が低減されるのであれば、今より ももっと官民連携の利用度を高めようとしています。この両方の仕組みをうまく整合させ るというのはかなり難しい作業でありますので、それもあって今のところ慎重な自治体が 多いのかなと思っております。

2番目のお尋ねですけれども、先ほども申し上げたように、恐らく問題が顕在化するのはこれからです。今までは、自治体間あるいは自治体と国の行政機関との間でいろいろやりとりをしている分には、大多数の公務員の方は非常に熱心かつ慎重、丁寧に仕事をするというのが日本の行政の特色だと思いますので、問題は顕在化していないですね。ただ、既に発生した例としては、先ほど私の説明で申し上げた公立図書館の運営を指定管理者に出してみたという場合がございました。公立図書館の運営を指定管理者に委ねることの是非という話は別次元なので脇に寄せておきまして、具体的に図書館利用記録の利用者の名前は消して、ある人がこういう本を借りたから、この人は多分こういう本が好きなのだろうといってリコメンドサービスをすること自体がいいのか悪いのか。公立図書館が設置されている自治体の条例を見ると、この自治体の条例ではそれをやるのはまずそう、こちらの自治体の条例ではこういう規定になっているのだからそれは別にやっても構わないので

はないか。それが現実には、一つの事業者が複数の自治体から指定管理者業務を受けている中で、取扱いがばらけてくるわけですね。ですから、原座長お尋ねの2番目の問題については、今後、いろいろな領域で、官民連携を進めれば進めるほど次々に具体的な論点が浮上してくるかなと思っているところでございます。

○原座長 ありがとうございます。

ちなみに多久市さんでは、匿名加工情報に対応した条例改正というのは、まだ御準備されていない。

○佐賀県多久市(横尾市長) 精緻なところについては、しっかりこれからしなければいけないと思いますが、先ほどお尋ねの3つ目のビッグデータのところ、ちょっとだけ補足していいですか。

実は、私は厚生労働省の委員もたまたましています。これは後期高齢者医療制度の全国 協議会を立ち上げていまして、全都道府県の連合長の、その世話役をしている関係で出ま した。健康関係で非常に関心があるのはビッグデータの活用でございました。過去、例え ば脳性麻痺のお子さんがどれくらいの比率で発症されて、どういったケアが必要になるか ということなどに基づいて、保険制度とか小児科のお医者様が困らないような手立てと関 係する家族が不安にならないような手立てをしようということでひな形に基づいたものが 作られているようです。そのときの根拠となるデータを教えてくださいとお尋ねしたら、 記憶が正しければ、当時の説明はこうでした。沖縄にいらっしゃる有志の小児科の先生方、 いくつかの県などのどこかの有志の先生方、母数としても決して多くありませんが、それ らの中でとられた個人名を全く伏せた一つの事実のデータとしてこうですよということを もとに、これを全国版に拡大算定して、この比率で人口比からいくと何割になると計算さ れているのですけれども、これだけ統計学と統計調査が発達していて、ICTもかつてより格 段に進んでいますので、是非全体的に、もっとよくデータをとって、ビッグデータに基づ く、より客観的な体制とか対応をしていくべきではないでしょうかという議論をしたこと がございます。厚労省のほうでは多分、今、お考えで、今後されると思うのですけれども、 それが一つの例です。

そういうように、今までは、今日のテーマでもあります個人情報について、なかなかデリケートなために扱いがアンタッチャブルになっていた部分があるのかなと。これを、安全を高めて、きちんとビッグデータとして確保できれば、いろいろな対策にもつながるのではないかと、そのとき、私は強く感じたところです。

これとは似たような事案が、他にもあります。是非、そういった意味でも、今回の委員会は、個人情報のデータと民間への投資ということがテーマになっていますけれども、経済とも将来的には関係してくるなと感じています。

○新潟大学(鈴木教授) 今、多久市長さんに匿名加工情報、非識別加工情報を対応されているかという御質問がありましたが、私から見ていると、自治体ごとに違うものができてしまうのではないかと心配です。下手に対応されると困るなと。たぶん匿名加工情報と

いう名称で、似て非なるものが、2000もありますので数類型出てくる可能性が高い。そうすると、それをどう整合していけばいいのかという新たな問題を引き起こしまして、むしろ問題が悪化することを懸念します。ここは、早いところ、法律で引き取るというメッセージを出さないと、むしろ無駄な仕事を強いて、経済成長も地方自治もマイナス面しか出てこないことになるのではないかということを懸念しております。

○原座長 ありがとうございます。

大臣、副大臣、何か。

○松本副大臣 私からよろしいですか。

副大臣の松本です。御説明をいただきまして、ありがとうございます。私も正に同じ思いを持っておりまして、問題意識も共有をさせていただいて、何とかこの問題を解決できるように一生懸命頑張りたいと思います。

幾つか質問があります。まずは横尾市長になのですけれども、さっきから地方自治体が、この問題に対してどれぐらい賛成をするのか、反対をするのかという話が出ていたと思うのですけれども、大体こういう案件をやったときに必ず激突するのが、地方自治の考え方との関連をどう整理するのか。そして、地方自治体の首長である皆さんがどういう判断をされるのかというところが、政治的には非常に重要な課題になってくると思います。具体的に、科学的に説明してほしいというのは難しいと思いますけれども、あくまでも市長の感覚的な問題でもいいので、こういう話を国が提起したときに、果たして地方自治体がもろ手を挙げて賛成をしてくれるのか、それともいろいろな問題がさらに出てくるとお考えなのか、市長の個人的な感覚で結構ですので、もしありましたら教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、総務省で検討会が2016年9月から始まっているという報告がありました。きょうは総務省側の人間は出ていないのでお答えできる人がいるかどうかわからないですけれども、事務方でもし知っていれば、今、総務省での検討状況がどういう形になって、どういう方向に進もうとしているのか、その中間報告というか、これまでの議論の状況だけでも、是非教えていただけるとありがたいなと思っております。

3つ目は、今回、個人情報保護の話というのはIT化を進めるに当たって、共通化を進めるに当たって、基本中の基本のプラットフォームの部分だと思っています。しかし、同様の話は他の分野でもたくさんあると思っておりまして、各地方自治体にやっていただいているお仕事の中で、それこそ佐賀県でやっているものも、東京でやっているものも、北海道でやっているものも、沖縄でやっているものも、同じような業務は幾らでもあると思っております。できれば、そういうところは少し共通化をしていくことによって、個人情報の話だけではなくて、さらに自治体の行政効率を高めて、むしろそこで浮いたものを地方自治の本旨たる部分に充てていただくことによって、地方自治をさらに浸透させていくという意味において、私は共通化できる部分は、共通化をさらに進めていくべきではないかということを大変強く思っています。

例えば、自治体クラウドシステムみたいなものを推進することによって、システム管理経費を削減したり、むしろそれでセキュリティを強めていく方向にもつながっていくと思いますので、そんなこともやっていくとか、また、各市の帳票を共通化することによって、民間企業もそういう行政サービスと一体となったいろいろなものを提供しようと思うときに、各公共団体に帳票をくださいと集めて回るだけでも体力的に猛烈な作業がかかってしまって断念せざるを得ないのですということを、私のところに言ってきた民間企業もいらっしゃいました。今回は個人情報という切り口でありますけれども、今後、そうした共通化を進めていくことに対しての方向性といいますか、お考えみたいなものを参考までにお聞かせいただければありがたいと思っています。

○佐賀県多久市(横尾市長) 最初のところですけれども、地方としての感覚ですが、私が申し上げたように、特に災害対応とか危機管理とか、健康、福祉、医療といったこと、デリケートな部分はあるのですけれども、全国統一の考え方、基準等で統一したほうが、どこに移動されても同じサービスをきちんと受けられるようになりますし、どこにいらっしゃっても齟齬なくやれるということを目指していけば、御理解は広がるのではないかという受けとめを個人的には持っています。もちろん、そのことで、個人情報はデリケートで危ないのだという認識を持っている方がいらっしゃるかもしれませんけれども、今後、どのように利用していくのかということを丁寧に説明する必要性があると思います。

特に後段、3点目でおっしゃった、クラウド化を含めたITのことは非常に重要だと思っています。例えば地方議員でICTにちょっと関心があり、利用をしている議員、あるいは首長でも関心を持っている首長、並びに行政幹部にとってみれば、余りにもそれぞれがカスタマイズしてしまったために、メンテナンス費用、バージョンアップ費用でも相当な費用がかかっているのは、みんな、歯がゆい思いをしているわけですね。少しでも経費を浮かせることができれば、今まさに松本副大臣がおっしゃったように、そのことで違う福祉の方、お困りになっている方への手立てができるわけですので、予算化、運営面から見ても、そういうことがあります。

そういうこともありますので、まだ形にはしていませんけれども、小規模自治体の有志の皆さんとネットワークを作って、業務の分析をよくやって、協働化できるもの、共有化できるものは一緒にやって、例えば協働ソフトでやるとか、そういったことも今後していけば、全体で見ればトータルコストが節減できますので、そのことによって、より効率的な行政、効果のある行政を目指していこうではないかという意見交換をしております。また、松本副大臣と同じような思いでおられる国会議員の方がおられまして、先般お会いして、国会のほうでも有志で考えたいと思っているから話を聞かせてくれとおっしゃっていたので今のようなお話を、一部現場の話もしましたけれども、だんだんそういった時代になってきているのかなと思います。

地方自治法を中心とした自治に関する法律で動いておりますので、できるならば日本国 の自治体の運営パッケージみたいなのができて、それをクラウド上で国がリアルタイムで 変更していただいたら、そのままダウンロードするとか、そのままリンクしていけば同じようなサービスにリンクしたり、記録も残せる、データも残せるとしていくと、本当にトータルコストは格段に落ちると思います。これを安倍内閣として先導していただければ、本当に大きな改革になるし、財源の余剰を生み出すこともできますので、是非そういったことを国としてもお考えいただくとよろしいのではないかと思っています。

ただ、ちょっと僭越な言い方になりますけれども、このことには関係する、サービスされるメーカーさんとかベンダーさんとかがおられますので、非常に慎重な意見があるのは私も承知をしています。その幹部の方にお会いしたときに申し上げているのは、日本は日本食、あるいはおもてなしで、すばらしいきめ細かなサービスが日本の特色だと思いますので、むしろ世界の諸国が、今後、ICTを入れた行政を展開するときにジャパンスタイルがいいよねと、あのパッケージを活用していこうと、そういう新たな商品を生み出すような感じで、それぞれの企業の得意分野で連携をしていただいて、新たなビジネスを世界へ展開するという視点での新しい発想とか御協力ができませんかねという意見交換をさせていただいたことがございます。結論を聞いているわけではございませんが、必要性は強く感じているところです。

それから、地方のほうに反発があるのではないかということですけれども、これについては冒頭にも申し上げたように、説明をしていくことと、困らない体制をいかに作っていくか。そして、もう一つは先ほど湯淺さんもおっしゃったのですけれども、今回のマイナンバーカードにつきましても、例えば保険証とのリンク、これは安倍総理が閣議等の機会ですかね。数年前、6月の段階での官邸の会議で冒頭におっしゃった、カードの一元化ということの中でのキーワードに入っていますけれども、正に日々の生活や、特に高齢者の方は、ほぼ毎日、毎週のように、病院に行っていらっしゃったりしますが、そういったリンクした、直結するようなカードの使い方と、それに関連される個人情報についてはきちんとセキュリティを守って、よりよい行政サービスを個々の状況に合わせて提供できるようにしていきますという方向性を持ってお話をいただければ、御理解してくださる方が増えるのではないかと思っています。

○西川参事官 2番目の御質問についてでございますけれども、総務省の検討会「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」という名称でございまして、先般、9月23日に第1回が開かれて、予定によれば、今月、第2回が開かれる予定なのですが、まだ第1回だけという状況でございます。

公表されている資料といたしましては、検討内容として、個人情報保護条例の見直しについての基本的な考え方ですとか、個人情報の定義の明確化でございますとか、要配慮個人情報の取り扱いですとか、非識別加工情報の仕組みの導入について検討をしているということでございますが、第1回が開かれただけということなので、具体的にどういう方向性になるのかということについては、まだ出ていないと思います。ただ、座長とちょっと打ち合わせをさせていただいておりますけれども、近いうちに本件についての総務省の考

え方というのも聞かせていただきたいとは思っておりますので、その際に、この検討会の動き等についても確認させていただくことになるのかなと思っております。

- ○原座長 どうぞ。
- ○刀禰次長 事務局から1点、横尾市長にお伺いしたいのですけれども、昨年の4月にこの御提言を出されてからこれまでの間に、今、話が出ました例えば総務省ですとか、あとは市長会も御関係されているようですけれども、地方六団体でありますとか、何かそのほかの関係省庁において、本件について何らかの公式、非公式のコメントがあったのであれば御紹介いただければと思います。
- ○佐賀県多久市(横尾市長) 公式に、こういったことを是非実現してくれというアクションを余り強く打ったわけではございません。ただ、市長会の中とか有志の会の中では、こういったテーマを設けて議論をしておりまして、2000個問題というのは一般にはなかなか気づきませんので、聞いていただいた方は、ああ、そうかと。考えて見てみれば、非常にロス、無駄も多いでしょうし、よりよいものを求めていくためには必要だよねという認識されるのが1点です。

もう一つは、再三申し上げますけれども、危機管理とかいろいろな面から考えていけば、 当然オールナショナルで、統一した基準でやったほうが効率もいいし、迅速な行政対応も できるよねと理解されます。それが、事が起こってからでは間に合いませんので、事が起 こる前から想定して法体系を準備していく、そのことが全てリンクして張っていけるよう になればいいねということは、皆さん、非常に強く感じておられると思います。特にこの 分野の知識がない方でも、ある程度の説明を聞かれたら、こういったことの必要性を強く 感じる首長の方が大変多いという印象を受けています。

- 〇刀禰次長 国の行政機関からは、特段これまでコメントを聞かれたことはないということでしょうか。
- ○佐賀県多久市(横尾市長) 総務省関係あるいは番号制度関係の部門の方とは、意見交換をしたことがございますけれども、これで法改正をしろということはしていません。ただ、前回、個人情報保護に関する法改正がありましたけれども、そのときは、是非こういったことは加味してほしいという議論をしたことがございます。
- ○新潟大学(鈴木教授) 元事務次官の方とか、元局長の方など役所の0Bの方と雑談をするとそれはいいやれと言われることが多いのですが、現役になるとやれとは言わないのですね。0Bになると責任がないのか、あなたの言うとおりだとなりますね。

あと自治行政局の検討会は4回でしょう。私も20年くらい役所とお付き合いしていますけれども、4回というのは前向きの答えを出さない回数なのですよね。だから、こういう問題がありますと整理をして、たぶん終わるのだろうなと思いました。ただ先ほど言ったように、自治行政局に対して、20~30年の伝統のある個人情報保護条例を、いきなり法律にすると引き取ったらどうかといっても、難易度高く極めて難しいということは重々承知をしているつもりです。ただ、社会保障制度などの問題状況がこうなので、もうこれはマ

イナンバー制度を導入し、個人情報保護委員会を新設してまでやってきた流れの中にある のだということを御理解いただく必要があろうかと思います。強い政治的な主導がない限 りはずっと放置されるなという危機感は持っております。

これは地方自治のプラットフォームだけの問題ではなくて、越境データ問題にも影響します。公的部門が2000のルールに分かれていて、個人情報保護委員会がそれをしっかり統括していないという実態をEUから見た場合に、EUの個人データを渡せるようなガバナンスの効いた国には絶対に見えないと思います。さながら開国の問題に直面しているときに幕藩体制を残しているようなものです。こういう状況で交渉の矢面に立つ人たちの足を引っ張る状況を放置しているという面もありまして、この問題は、世界最先端のIT立国のためにこれからどんどん出てくる政策の全ての実効性を減殺する話でもありますので、これは是非ともやっていただきたい。まずは着手していただきたいと切に願うわけです。

具体的に法律を作れというと役所は腰が引けると思いますが、まずはこうした問題があるかどうかを精査してもいい、その上でどう解決するかを検討する、本気でやる研究会を立ち上げるところからでもいいので着手いただきたいのです。情報公開法制も、かつての昭和63年の電子計算機の個人情報保護法も2年間くらいしっかり研究しています。将来に禍根を残さないためにも土台工事の検討を始めていただきたいのです。

ロジカルに言えば今の理屈のとおりなのですが、この問題を自治体に提案すると、たぶん仁義の問題にもなるのではないかと思います。ここは丁寧な説明の問題だろうと思います。やるべきかと言ったら、実はもう結論は出ております。これをどう納得性を持ってやっていくかというのは、まさに政治にお任せすべきことなのかもしれません。問題に直面して苦労されている自治体の首長さんほど感度が高いと思います。無駄にメンツの問題に流れることがないよう真摯に訴えていきたいところです。

○務台内閣府大臣政務官 私は鈴木先生のお話を自民党の勉強会でも伺って、全く同じ思いですが、総務省のほうに投げると、問題意識はあるのですが、地方分権とか地方自治の理念もあるものですから、国のほうから、これでどうだというのはなかなか言いにくいと。

一番心強いのは、横尾市長のように、市長会の中の有志が集まって問題意識を持っていると。例えば市長会で全体をまとめたり、町村会がまとまったり、知事会がまとまったりするとできると思うのですよね。だから、話の持っていき方。総務省から投げられたというと、やはり反発がある。そこら辺は、やり方さえ間違えなければできると思います。

私が鈴木先生に伺いたいのは、ヨーロッパでもヨーロッパ自治憲章とかEU指令とかがあって、それぞれ個人データは、行政データは各自治体が持っていると思います。にもかかわらず、日本とは違うやり方がヨーロッパで受け入れられた。これはどういうメカニズムがあるのか、あるいは背景の考え方があるのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○新潟大学(鈴木教授) 専門は湯淺先生なので後でフォローをしていただきたいと思いますが、まずは基本権として、日本で言う人権として、パーソナルデータの保護というの

がありますから、基本的にはEU全域を規律する基本的な権利だという認識にあろうかと思います。彼らはナチの原体験が70年前にありますから、個人情報を使ってユダヤ人を洗い出すということをやってきた歴史を共有しています。個人データの取扱いに関しては極めて慎重になる歴史的経緯があったということです。あと産業的には、日本は通産省などが非関税障壁などで頑張ってメーンフレーマと言われる国産汎用機メーカーを残した。また日本語や日本文化の壁などがあって外資の進出を阻害しましたが、ヨーロッパは戦後間もなく、一気に北米企業に欧州域内のコンピュータメーカが席巻されてしまいました。日本で考えていきますと、例えば戸籍の電算化のときに、中国企業や韓国企業しか発注先がないような状況です。ヨーロッパは、全て北米企業に委託する以外ないという状況に置かれていたということになります。ヨーロッパは早々と、コンピュータに関しては利用者の国になってしまいました。そういう意味では、EU域内の個人データを保護しようという保護重視の政策に転換するほかなかったのだろうと思います。こうした歴史的経緯と産業上の問題があって、今日のEU個人データ法が形成されてきたのだろうと思います。

直接のお答えになっていませんけれども、あとは湯淺先生にお願いしたいと思います。 ○情報セキュリティ大学院大学(湯淺教授) 御質問の点でございますけれども、我が国 におきましては、個人情報保護法制は、主としてEUに非常に強い影響を受けてまいりまし たし、プライバシー、情報公開と行政手続法につきましては、アメリカの法制に非常に影 響を受けてきて、言ってみればEU型とアメリカ型が、日本において混在をしているような 状況にございます。

その中で、国の行政機関というのは、組織も大きい、省庁間調整も大変ということもあってか、個人情報保護についても情報公開についても、実は自治体が先行してきたわけですね。非常に先進的な自治体が、次々に条例を作り、独自に運用され、そこから次第に、国でも情報公開が必要、個人情報保護が必要という機運が少しずつ醸成されてきて、国のほうでも情報公開法、個人情報保護法というものができてきたという歴史的な経緯がございますので、政務官御質問のように、国のほうから、今、新たに個人情報保護でどうのと言うと、反発のようなものが出る危惧があるということでございます。

ただ、近時の機運を見てみますと、自治体で個人情報保護について独自の規定を持っていた部分を廃止したいという提案が事務局のほうから出てきたという事例を幾つか経験しました。というのは、もうこれだけ個人情報保護というのがナショナルな問題になっているので、自治体独自で規制するのは役割を終えたと判断しておりますと。ついては、そういう独自なところは、この際、条例では廃止してよろしいのではないでしょうかというような提案が事務局から出てきた経験がございます。これは私にとってはやや新鮮な驚きで、実はもう事務局レベルでは、そういう認識になってきているところも増えてきているのかなと思ったところです。

それからもう一つは、非常にテクニカルな話でございますけれども、国の法律で改正が あったり新規規定が入ったりしたので、従前それに対応をしていた条例部分は、それにつ いては対応する国の法律ができたから不要になったので廃止したいと言って、条例の条文を廃止するということは普通に行われております。それは誰も憲法違反だとか、地方自治の本旨に反すると言って非難する人はいないわけでございます。だから、総務省が地方自治体にどんと押しつけたというような批判を招く恐れはあるのかもしれませんが、実務的には実はそんなに大きな支障はないのではないかと考えているところでございます。

○吉田座長代理 EUの話がでましたので、イギリスの話も含めてお話ししたと思います。

そうは言っても個人情報保護、データプロテクションについては、EUは全然一枚岩ではないのが現状です。データプロテクションについては、EU 一般データ保護規則が2016年に採択されていますが、施行は2018年の予定で、今でも盛んにロビー活動が行われているわけですよね。私の会社BT(ブリティシュ・テレコム)は英国の企業ですが、EUの考え方には反対してきました。この現状も見ながら個人情報保護の現状も見る必要があるなと思っています。

医療の話だけ、非常におもしろいベストプラクティスがあって、そして日本のファーマシューティカルの企業も飛びついてきていたというサービスがありますので、ちょっと御紹介したいと思います。

また、医療については、英国で進んだ事例があります。御存じかどうかわかりませんが、イギリスの医療は全てNHS(National Health Service)が管理しています。彼らは自分たちの、英国の判断で個人のローデータというのを作ったわけです。英国独自の個人情報の解釈があり、個人情報集め方も複雑なプロセスは必要ありません。その結果、過去50年の、EUの国民全体の5,000万人の医療ローデータを全部プールしてビッグデータにしたわけなのです。それでスパインと呼ばれる、NHSが作ったビッグデータができた。これにはBTも参加していて、これを一般に提供した。それをビジネスに利用しているのが、ファイザーさんであったり、GSKだったり、みんな新薬のデータ、新しい解析をするときにこれを使ったわけなのですね。これがそのうち、アメリカのFDAとデータと一体化してまたすごいものができる。これに飛びついてきているのが日本の医薬品の会社です。

実際にビジネスインパクトが起きているのは、今、その企業が開発拠点を、今、EU、イギリス、特にイギリスそれにアメリカに移しているのは、この背景があるからです。もう既に起きているのですよ。私たちは本当に日本の製薬会社さんに提供しています。というのは、これだけの規模のビッグデータは他にないからです。それでたとえば30年かかる新薬の開発を、欧米の企業は10年にすることができる。大きな競争力ですよね。

だから、NHSは、EUの新しい保護規則に2018年以降縛られるのは嫌だよねといってEUからのスピンアウトを決めたのかどうかはわかりませんけれども、今、EUの個人情報保護は非常に不思議な立場にあるおもしろい例だと思います。

- ○原座長 では、時間になりましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。 あと事務局からありますか。
- ○西川参事官 次回のワーキング・グループの日程につきましては、別途、追って御連絡

をさせていただきます。

○原座長 大変ありがとうございました。